

令和5年8月4日  
茨城県福祉部福祉政策課  
茨城県総務部管財課

## 県庁舎身障者用トイレの表示について

性的マイノリティの方などが、性別に関わらず使用できるよう、県庁舎の身障者用トイレに、下記の表示を追加しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### ○ 表示について

- (1) 対象 県庁舎の全ての身障者用トイレ(行政棟12か所、議会棟7か所)の表示
- (2) 時期 令和5年8月4日(金)
- (3) 案内用図記号(ピクトグラム)



- ・案内用図記号(ピクトグラム)は、日本産業規格(JIS)のものを使用し、補助表示(文字)は、国立競技場を参考に「男女共用トイレ All gender toilet」とした。

※ 県合同庁舎についても、順次対応してまいります。

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

- ・茨城県福祉部福祉政策課人権施策推進室 進藤  
電話 029-301-3135 (直通)
- ・茨城県総務部管財課 施設管理担当 山口  
電話 029-301-2387 (直通)